

## 第5章 公共施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を配慮しながら、逐次検討・整備を進めていくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ります。